

富士見公園

トライアルサウンディング 2025

出店者募集要領



令和7年10月
(募集期間延長)

入間市 都市計画課

1. 応募の目的

富士見公園内に、トライアルサウンディングとしてキッチンカー等（テントによる物販を含む。）を出店することで富士見公園パーク PFI 事業による公園再整備を疑似的に再現し、効果や課題について、確認・検証する。

2. トライアルサウンディングの概要

（1）募集対象

- ・キッチンカー
- ・テントによる物販

（2）出店場所

富士見公園 入間市東町一丁目 16 他地内の指定箇所



《キッチンカー配置イメージ》



（3）出店数

同日に出店できる店の上限は、原則として4店舗までとする。

(4) 募集条件

内容	日程
募集期間	令和7年11月1日(土)～ 令和8年2月13日(金)
出店期間	出店申請日の1箇月後 ～ 令和8年3月15日(日) ※年末年始及び木曜日以外の希望日 ※原則として出店申請日の1箇月後から出店可能 ※出店日については相談させていただく場合があります。
営業可能時間	原則10時～15時(準備及び片付けに要する時間は除く。) ※上記の範囲で希望の営業時間を申請

※公園において地域イベント等が実施される場合は、出店ができないもしくは地域イベント実施者と調整していただく場合があります。なお、調整のため地域イベント実施者に
出店者の情報を提供する場合があります。

① 販売品目

- ・食品衛生法に基づく許可を受けた飲食物

※アルコール販売については禁止しますが、アルコール提供を主たる目的とする販売については認めません。

- ・公園で使用することが想定される物品等

② 許可方法及び出店に伴う料金について

(1) 許可手続き

- ・入間市都市公園条例第3条に基づく公園の公園内行為許可が必要となりますが出店の申請内容に基づき、手続きは市が行います。

(2) 出店料

- ・入間市都市公園条例第16条により使用料は全額免除とします。

3. 出店者の資格要件

- ・食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- ・食品衛生責任者手帳(確認証)を有する者が配置されていること。

- ・生産物賠償責任保険（以下、PL 保険という。）に加入していること。
- ・出店責任者を必ず設けること。
- ・出店責任者は、応募時点で満 18 歳以上であること。
- ・出店責任者及び従事者も含めて暴力団、暴力団員等と関係していない者。

※出店責任者とは、キッチンカー等出店日において、営業時間の大部分の出店に直接参加し、出店の責任を負う者。

4. 注意事項

（１）共通

- ・本要領の規定に違反した場合、または申請に虚偽があった場合、市は出店の許可を取り消すことができる。
- ・市は、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、一切の賠償の責を負わない。
そのため、飲食出店者は、PL 保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- ・出店に際して、協力者間及び公園利用者等の第三者との間でトラブルが発生した場合には、出店者の責任をもって一切解決するものとし、市は、何らの責任を負担しないものとする。
- ・雨天荒天や市の都合等により、やむを得ず中止となる場合の補償等はない。市の都合等により、出店中止とする場合は原則前日迄に出店者へ連絡するものとする。
- ・本募集要領に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・市が発行する出店証を第三者へ譲渡及び不正利用してはならない。ただし、紛失についての再発行は原則 1 回までとする。
- ・本事業の PR（ポスター掲示、SNS 等での告知等）に協力し、市のアンケートに回答すること。
- ・その他不明な点については、担当者と協議すること。

（２）実施前・実施中

- ・出店時は、市が発行する出店証をキッチンカー等の見えやすい位置に掲示すること。
- ・出店に伴う各種届出等（保健所・消防署等）は、出店者で行うこと。
- ・火気器具を使用する場合は、消火器等を用意する等、消防署の指示に従うこと。

- ・園内進入及び退出時に退けた車止めは、進入及び退出後に必ず元に戻すこと。
- ・公園内を通行する際は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度 10km/h 以下で走行すること。
※通行する場所は指定するルートとし、出入は出店前と出店後のみ各 1 回とすること。
- ・公園内の指定された場所以外に駐車することは出来ない。
- ・営業休止又は中止する場合は、原則、前日迄に電子メール（「9. 問合せ先」のアドレス参照）等で市に連絡すること。また、出店後いかなる理由で出店を中止する場合は、市へ連絡すること。
- ・公園の電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
- ・出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を電子メール（「9. 問合せ先」のアドレス参照）で市へ報告すること。
- ・衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・食中毒等の予防のため、保健所による改善指導があった場合は、指導に従うこと。
- ・許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等を行なわないこと。
- ・アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各出店者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ・公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（公園内を歩きながらのチラシの配布（キッチンカー等に置くことは可）、キッチンカー等の範囲外に商品を陳列し通行を妨げる、拡声器等を使用した呼び込み、BGM の使用（車内で従業員が聞く程度は可））などは禁止する。
- ・キッチンカー等の近くに椅子やテーブルを置くなど飲食スペースの提供に努めること。
- ・出店者は、必ずごみ箱をキッチンカー等の直近に見やすく設置し、排出するごみは持ち帰り適切に処分すること。
- ・出店者は、キッチンカー等及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。また、キッチンカー等の周辺に限らず、公園内やその周辺のごみについて、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。
- ・販売物品や設置した椅子やテーブル等は、即日撤収とし置き去りにしないこと。

(3) 実施後

- ・出店した日から1週間以内に「報告フォーム」にて利用者人数や売り上げなどを報告すること。なお同週内に複数回出店する場合は、1週間分をまとめて報告することができる。報告用に提出した写真は、今後の広報等のために入間市のHP・SNSなどに掲載される場合があることを、予め承諾すること。
- ・最後の出店日から1週間以内に出店証を返却すること。

【参考：報告フォーム】



<https://logoform.jp/f/OZEsk/>

5. 応募の手続き・スケジュール等（募集期間延長後）

	内容	時期
1	応募 出店日申請	令和7年11月1日（土）～令和8年2月13日（金）
2	出店資格審査	出店申請日から1週間程度
3	審査結果通知	出店資格審査から1週間程度
4	出店証交付	出店日までに交付
5	出店	出店申請日1箇月後 ～令和8年3月15日（日）内の 希望する日 ※木曜日以外 ※原則として出店申請日から1箇月後から出店可能 ※出店日については相談させていただく場合があります。
6	出店報告	1週間以内に報告

※ スケジュールについては目安となりますので、調整により早まることもあります。

- ・出店者が「6. 応募について」に記載の事項を応募フォームにて応募してください。
※提出された申請資料は、本事業以外に使用いたしません。
- ・提出された事項や資料を基に、出店資格について審査を行います。
- ・審査結果の通知は、電子メールで行います。
- ・決定した出店者は、出店前開庁日までに入間市役所に来庁し、出店証を受け取ってください。

- ・市は、決定した出店者の名前（屋号）を公表します。（入間市 HP、SNS、地区だより 等）
- ・公表の前月に、出店日について調整及び確認を行います。

※ 出店希望者多数の場合は、販売内容等を考慮し、市が選定します。

※ 申請の内容が、本事業の目的にそぐわない場合、出店を許可しないことがあります。

6. 応募について

（１）申請事項：応募フォームに従って必要事項を入力してください。

【応募フォーム】



<https://logoform.jp/f/HQMAP/>

（２）添付資料：応募フォームに従い、下記資料を添付してください。

- ①営業許可書（県内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの。）
- ②キッチンカーの車検証、車体の写真（ナンバープレートが確認できるもの）
- ③PL 保険への加入が確認できるもの（PL 保険証券等）
- ④食品衛生責任者手帳（確認証）
- ⑤参考資料（活動案内や販売品のチラシ等）【提出は任意】
- ⑥商業登記事項証明書【法人の場合】

※①、②、③、④については、飲食物販等で必要な場合のみ

（３）申請者：１事業者１申請とする。

（４）申請方法：応募フォームにて提出

（５）問合せ先：問合せフォームにて、お問合せください。

【問合せフォーム】



<https://logoform.jp/f/9Q3hP/>

（６）提出期限：令和８年２月１３日（金）まで

7. 出店の辞退

- ・応募申請後に出店を辞退する場合は、市に辞退する旨を連絡してください。
- ・審査及び出店調整中に連絡が取れなくなった場合は、辞退として扱うものとします。

8. その他

本募集要領は、トライアルサウンディングの状況を踏まえ、適宜更新することがあります。

9. 問合せ先

入間市都市計画課みどり公園担当

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡 1-16-1 (C 棟 3 階)

TEL : 04-2964-1111 (内線 3316～3319)

e-mail : ir271000@city.iruma.lg.jp